

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## New Development Bank（証券コード：－）

### 【据置】

長期発行体格付	AAA
格付の見通し	安定的

### ■格付事由

- (1) New Development Bank（NDB）は、上海に本部を置く、ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカの5カ国（BRICS）が設立した国際開発金融機関。格付は、当行の業務に対する加盟国からの強い支援、堅固な資本基盤、財務の健全性と保守的なリスク管理、優先債権者としての地位などを評価している。BRICS 各国政府は NDB をインフラ開発と持続的開発の分野に資金供給を行う中核機関として活用していく方針を明確にしており、NDB と各国政府との緊密な連携関係が樹立されている。19年には5カ国のインフラや環境プロジェクトなどに対して22件72億米ドルの新規融資承諾を行い、中期計画に沿って順調に業容を拡大した。20年に入り5カ国で新型コロナウイルス感染症が拡大するのに対応して、各国の医療体制整備や感染症対策へこれまで合計約40億米ドルの緊急支援を承認している。20年6月には初めての米ドル債の発行に成功している。感染拡大の影響を考慮して引当金を増額する措置を取っているが、財務のバッファーは十分にある。以上より、JCRは格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (2) NDBは13年3月のBRICSサミットで設立が決定され、14年7月に発効した設立協定に基づいて15年7月に業務を開始した。設立目的は、BRICS およびその他の新興国におけるインフラ整備や持続的開発プロジェクトに対して資金を動員するため、公的・民間プロジェクトに対する投融資、保証供与、出資、技術支援を行うことである。20年7月にはブラジル経済省次官などを歴任したマルコス・トロイジョ氏が第2代総裁に就任した。同総裁は前任者の基本路線を継承し、加盟国支援プログラムの強化・拡充方針を明らかにしている。1,000億米ドルの授權資本のうち500億米ドルが応募済資本で、BRICS5カ国が均等比率で出資する。応募済資本のうち100億米ドルが払込資本、残りの400億米ドルは請求払い資本である。22年までに払込資本100億米ドルの資金量の潤沢な国際開発金融機関となる。設立加盟5カ国からの資本金の払込も順調に進んでいる。設立協定上、新規の加盟国の受け入れが可能であるが、設立5カ国の出資比率は合計で55%以上を維持すること、および新規加盟国の出資比率は1カ国あたり7%を超えないこと、非借入国の出資比率は合計で20%以下に保つことなどが定められている。19年11月にブラジルで開催されたBRICSサミットの声明においてもNDBの加盟国拡大の方向性が支持されている。JCRはNDBが長期的には戦略的に資本基盤の質や規模を維持・強化することが重要課題であると考えており、加盟国拡大の準備作業の進展に注目している。
- (3) 融資対象は加盟5カ国のソブリンおよび民間企業で、19年の融資承諾額は72億米ドル、累計承諾額は149億米ドルとなった。19年の承諾額のセクター別内訳は運輸インフラが最大で30%、次いでクリーンエネルギー（23%）、都市開発（18%）、灌漑・水資源活用・衛生（14%）、環境効率（8%）、社会インフラ（6%）の順となっている。新型コロナウイルス感染症対策でロシアを除く4カ国向けに融資を承認しており、感染症対策融資は今後2年間で最大100億米ドル規模まで拡大する見通しとなっている。NDBの貸付先国はBRICSに限定されるため、最貧国も融資対象とする他の国際開発金融機関と比較して融資の質は高い。19年末の自己資本比率は80%と高い水準にある。エクスポージャーの拡大と感染拡大に伴う影響を考慮して、引当金を19/12期末の5.9百万米ドルから20/12期第1四半期末の16.1百万米ドルまで増額している。

(4) 累積承諾額の 80%を占めるソブリン向けの融資は優先債権者ステータスを享受しているほか、BRICS5 カ国経済は総じて底打ちしており、融資の質が大幅に悪化する可能性は低いとみている。融資承諾の残りの 20%を占める非ソブリン向け融資は、大部分が国営銀行を通じた転貸融資や国営企業などの関与する優良インフラ事業向け融資であり、感染症の影響は限定的である。リスク管理については、流動性リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーションリスクなどの内部管理指標の目標を十分に達成している。流動性は、向こう 12 ヶ月分の所用資金をカバーするに十分な流動資産を常に保有することが指針であるが、19/12 期末の流動性はこの必要額の 1.63 倍を確保している。融資対象国は加盟 5 カ国に限られ、承諾件数も比較的少数のため、融資集中リスクはリスク管理の優先課題となっている。NDB の扱うインフラ開発案件には大規模なものが多いが、他の国際開発金融機関やその他の金融機関と協調融資を通じて分散を図っている。NDB は将来の融資拡大を見据えて外部資金調達を拡充している。19 年 4 月のユーロ CP プログラムの発行登録に引き続いて 19 年 12 月にはメディアム・ターム・ノート (MTN) の発行プログラムの設定を行い、20 年 6 月には感染症対策緊急支援の実施のため初めて 15 億米ドルの米ドル債の発行を行った。

(担当) 増田 篤・竹光 大士

## ■ 格付対象

発行体 : New Development Bank

### 【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AAA	安定的

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2020年9月15日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：内藤 寿彦  
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) New Development Bank
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表  
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル